

## 引き上げ分の地方消費税の活用について

令和元年10月に消費税率が8%から10%に引き上げられました。消費税引き上げ分(2%分)による増収分は、全て社会保障の充実・安定化に向けられます。

消費税8%には地方消費税1.7%が含まれており、消費税10%の場合、地方消費税は2.2%になります。地方消費税の増収分0.5%についても、社会保障の充実・安定化に向けられます。

練馬区では、令和3年度決算において、地方消費税の社会保障財源額は103億1,636万円でした。これについては、下記の通り、社会保障施策に活用いたしました。

### 地方消費税社会保障財源分活用状況

(単位：千円)

分類	事業名	令和3年度決算額	地方消費税増収分活用の額
社会福祉	高齢者福祉事業	2,995,632	253,560
	障害者福祉事業	21,333,165	1,805,705
	生活保護事業	33,763,892	2,857,880
	保育委託事業	30,058,815	2,544,271
社会保険	国民健康保険事業	4,810,697	407,192
	後期高齢者医療事業	7,736,149	654,812
	介護保険事業	8,194,942	693,645
保健衛生	保健予防対策事業	10,921,836	924,458
	健康推進事業	2,065,614	174,840
合計		121,880,742	10,316,363

※ 「引き上げ分に係る地方消費税収の使途の明確化について」(平成26年1月24日総務省通知)は、下記ホームページをご参照ください(Ctrl キーを押しながらかlickするとリンクします)。

[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000271983.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000271983.pdf)